

別記様式第1号(第四関係)

旭ヶ丘・山中・沖波地区活性化計画

石川県穴水町

平成30年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	旭ヶ丘・山中・沖波地区活性化計画			
都道府県名	石川県	市町村名	穴水町	地区名(※1)

目標 : (※3)

ワインの醸造設備の増設及び新たな貯蔵庫施設を新設することにより、安定した生産体制を確立するとともに高品質でブランド力の高い、樽で熟成させた高級ワインの醸造生産を行い、販売額の増加を目指す。また、訪れる観光客の短期的な滞在を推進し、都市住民との交流の促進や雇用の創出を図ることで地域活性化を目指す。

【具体的な数値目標】

- 現在欄数值は、平成27～29年の3年間の合計額(実績)567,196千円に対し、計画欄数值は平成32～34年の3年間の合計額(推計)600,000千円を目指す。
- 新規常時雇用者数を平成27年9人、平成28年10人、平成29年11人までの3年間の合計人数30人に對し、約16%増となる36人を目指す。

目標設定の考え方

地区の概要:

①位置

本地区は、奥能登の玄関口をなす穴水町の東部に位置し、能登半島の中央部からやや北よりに位置している。交通は、のと里山海道の此木ICから、249号線を介した穴水町市街の東方向約9kmの丘陵地で、平成15年7月に能登空港が開港を発端に、のと里山海道の無料化、東海北陸自動車道の全線開通、北陸新幹線金沢の開業等の交通利便性の拡大等のハード面での条件が整備されたことから、観光客による交流人口の増大が期待されている。

②特性

本地区は、標高が100m以下の丘陵地が大半を占めた畑作を中心とした地区で、昭和40年に国営パイロット事業により開発された約400haの農地を有し、栗や養蚕の生産に試みたが、粘質土壤のため生育が悪く収量の確保ができなかったことや、市場価格の低迷により収益の低下を招き、平成15年には、栗の面積が約35haにとどまっている。近年は粘質土壤で品質の良いものが生産できるスイカ、カボチャ、パレイショ等を栽培している。平成13年からは、特色ある地域産業の創設、商工振興・観光と連携した施設の整備、荒廃地の有効活用、農業生産による農家所得の増大を目的に、新たな特産品として加工用ブドウ苗木を植栽し、平成18年よりワインの醸造を開始して、現在では約32haにまで及んでいる。また、平成23年6月の「能登の里山里海」の世界農業遺産認定により、能登ブランドが全国に情報発信される中、平成26年度においては、長野県に本社を置く(株)ミズズライフが旭ヶ丘地内に「カットぶなしめじ」の生産工場を建設、翌年には「ベビーリーフ」の栽培にも着手し、新たなアグリビジネスを展開し、停滞気味の町農業を活性化させる重要な地区として位置付けている。

現状と課題

「能登の里山・里海が世界農業遺産」に認定され、「のと里山海道」や「能越自動車道路」等インフラ整備により、「北陸新幹線金沢開業」も3年目を迎えたが、依然として能登への観光客の入込数は増加している。能登ワインにおいても、こうした影響を受け、連日首都圏を主に関西圏、近隣各地より大手旅行会社による団体バスツアーのほか、レンタカー等によるグループや家族連れの来客が立ち寄り工場見学やギャラリーの商品販売に繋がっている。

現在、能登ワイン株式会社については、醸造能力60hlでもって、平成18年より醸造を開始し、11年が経過したところであるが、平成27年度からの中期計画に基づき、設備投資による生産性の向上と原料計画により、2015年産のワイン生産実績は123hl(フルボトル換算17万本)となった。しかしながら、現状の貯蔵能力が限界に達しているため、貯蔵・醸しタンクのやり繰り及び熟成庫のスペースの関係上、当施設より10km程度離れたJA(農協)の倉庫を借上げ貯蔵していることから、ワインの安定供給及び品質管理に苦慮しているところである。

また、グリーンツーリズム人気やスローフード運動の高まり、北陸新幹線金沢開業効果より、多くの方が能登を訪れているが、当町では農家レストランや体験農園、農家民宿等の農村ビジネスへの取組はまだまだ十分ではない。宿泊施設の不足から、当町への観光客の滞在時間は短く、通過型となっている。今後は、農村部での消費喚起を促すため宿泊施設(農家民宿)や農林漁業体験施設(カキ漁体験や原料ぶどう収穫体験など)等との連携により、色々なコースプランを提案し当地区への交流人口を増やすことにより、将来的には定住促進へと繋げていきたい。

今後の展開方向等(※4)

県外への販路開拓を積極的に展開するためには、現状の生産体制及び貯蔵能力では対応できないことから、新たに熟成庫・貯蔵庫及び醸造醸しタンクを増設することが必要不可欠な状態である。生産体制を拡大することで、ワインの安定供給が図られ新商品の開発・拡充(高品質でブランド力の高い、樽で熟成させた高級ワイン(クオネスシリーズ)の拡充)にも本格的に取組むことが可能となり、さらなる販売額の増大が見込まれる。これにより、農業従事者の生産意欲も高まり所得の向上や雇用の創出へと繋がるものと考える。

また、能登ワイン周辺を観光拠点の一つとし、農村ビジネスの創出を図り、農村の魅力づくりや首都圏へ積極的にPRすることにより、当町の農産物、農業に興味を持つてもらう。さらに、農業ベースに体験交流を楽しむ、新しい旅のスタイルを提供するアグリツーリズムビジネスを展開し、①農業体験 ②農産物直売 ③飲食 ④農家宿泊といった総合的な観光ゾーンとして、周辺一帯の整備を今後進めてまいりたい。(農泊推進対策の取組みも積極的に進める)

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
穴水町	旭ヶ丘・山中・沖波地区	地域連携販売力強化施設	穴水町	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

3 活性化計画の区域(※1)

旭ヶ丘・山中・沖波地区(石川県穴水町)	区域面積(※2)	5,457ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係:		
<ul style="list-style-type: none">当該地域の総面積5,457haのうち農林地面積は1,436.4haで全体の26.3%を占めており、約3割以上が農林漁業従事者で構成された地域である。 (町全体の総面積18,321ha,うち農林地面積14,617haで全体の80%を占めており、中山間地域となっている。)当地域は、町全体の行政区域の中から、都市計画法上の用途地域外の地域に属している。		
②法第3条第2号関係:		
<ul style="list-style-type: none">当該地域は、過疎地域に指定されており、農産物(ぶどう)の増産を目的として雇用確保を図り、所得の向上及び交流人口による地域の活性化が必要な地区である。新たな観光拠点の一つとして貯蔵施設の整備を行い、農林水産業の振興、都市部との交流促進により地域の活性化を図ることが可能な地域である。		
③法第3条第3号関係:		
<ul style="list-style-type: none">本計画で対象とする区域には、都市計画法に基づき指定された用途地域は含まれておらず、市街地を形成している地域は含まれていない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの	土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者			農地(※2)	市民農園施設			
					権利の種類(※1)	氏名	住所					
該当なし												

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計	該当なし					

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし 該当なし 該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし 該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- ・毎年度の能登ワイン(株)定時株主総会における、決算報告(売上高、売店売上高、会員売上高等)に基づいて確認し検証する。
- ・穴水町政策調整課が毎年度実施している観光客入込数調査により、当該地区の観光施設(能登ワイン)入込数を集計し検証する。
- ・その他、詳細については能登ワイン(株)に聞き取り調査を行い検証する。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにはかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。

規則第5条第1項第1号の図面（旭ヶ丘・山中・沖波地区）

